

過疎地域自立促進計画について

■過疎地域とは

過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」）で規定により公示された市町村（以下「過疎市町村」）をいう。

合併前、八代地域においては旧 3 村（坂本・東陽・泉）が過疎市町村であった。

■八代市過疎地域自立促進計画策定にあたって基づく法令等

（法令）過疎地域自立促進特別措置法、同施行令、同施行規則

■過疎地域自立促進計画とは

過疎市町村が過疎法第 6 条の規定により定めることができる過疎地域自立促進計画（以下、「過疎計画」）をいう。過疎計画に基づき実施する事業に対し地方債の発行が認められ、地方債計画においては過疎対策事業債が措置されている。

※都道府県については過疎法第 5 条の規定により過疎地域自立促進方針を定めることとなっている。

■八代市の現況

八代地域においては平成 17 年の合併により、旧 3 村（坂本・東陽・泉）が過疎市町村であったことから、合併後 5 年間は各種要件により、新市全域がみなし過疎地域の指定を受けていたが、合併後 5 年間を経過したことにより、平成 22 年度以降は坂本、泉、東陽の 3 地域が合併前の旧過疎市町村を区域とする一部過疎地域（旧坂本村、旧泉村、旧東陽村）として指定を受けている。

■八代市過疎地域自立促進計画策定の方針

本市においては、現在、平成 22 年度～平成 27 年度までの 6 カ年を計画期間とする八代市過疎地域自立促進計画を策定し、各種事業に取り組んできたところであるが、今後も旧過疎地域における整備が過疎地域の振興を図る上で特に重要として捉え、新たに過疎計画の策定を行うこととした。

計画策定に際しては、対象地域が旧坂本村、旧泉村、旧東陽村の 3 地域に限られていることから、当該地域で実施される事業のみを対象として策定事務を進めている。また、平成 22 年度の法改正により、ソフト事業に対しても過疎債の活用が可能となったため、起債の本旨に基づいてその活用を図っていく。

■過疎計画の構成について

- ・本文に掲載すべき事項は、過疎法及び同施行令にて定められている。

【例】 基本的な事項、産業の振興

- ・計画に掲載すべき事項は通達にて定められている

【例】 区分：産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び…

事業名（施設名）：(1)基盤整備 農業・林業・水産業

辺地総合整備計画について

■ 辺地とは

一定の地域における人口や地域の中心からの公共交通機関、医療機関等の距離、電気、水道などのライフラインの整備状況などを判断基準として、おおむね字ごとに設定されるものである。

合併前、八代地域においては旧3村（坂本・東陽・泉）が辺地を有する市町村であった。

■ 辺地における総合計画の策定にあたって基づく法令等

（法令） 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、同施行令、同施行規則

■ 辺地における総合整備計画とは

公共的施設の整備をしようとする市町村が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法88号、以下「辺地法」）第3条により定める「辺地に係る公共的施設の総合的な整備に係る財政上の計画（以下「総合整備計画」）」をいう。

総合計画に基づき実施する事業に対し地方債の発行が認められ、地方債計画においては辺地対策事業債が措置されている

■ 八代市の現況

「深水」「辻」「責・川原谷」「木々子」「小川内」（以上、旧坂本村）「仁田尾」「樅木」「釈迦院」（以上、旧泉村）の8辺地について、総合整備計画を策定中。これまでの策定状況（平成17年度～）については次表のとおり。

総合整備計画の策定状況（平成17年度～）

策定状況	辺地名	備考
平成17年度～平成21年度の総合整備計画を有する辺地	南川内、仁田尾、椎原、樅木、 釈迦院	旧泉村にて策定。
平成18年度～平成21年度の総合整備計画を有する辺地	深水、辻	新八代市にて策定。
平成22年度～平成27年度の総合整備計画を有する辺地	深水、辻、木々子、責・川原谷、 小川内（坂本町） 南川内、仁田尾、椎原、樅木、 釈迦院（泉町）	

■策定の方針

計画策定にあたっては、過疎計画の策定と並行して辺地に係る事業の把握を行い、該当地域内にて事業を有する辺地について適宜計画を策定する。

■辺地計画の構成について

- ・ 辺地毎に総合整備計画を策定する旨、辺地法にて定められている。
- ・ 掲載すべき事項は、辺地法及び同施行規則にて定められている。

【例】 辺地の概況

公共施設の整備を必要とする理由

過疎および辺地計画の策定スケジュール（3月議会提出）

	過疎地域自立促進計画	辺地総合整備計画
11月	原案の策定着手	原案の策定着手
12月 初旬 中旬 下旬	↓ 県との事前協議 パブリックコメント(12/28~1/25)	↓
1月 初旬 中旬 下旬	↓ 地域審議会での経過報告(1月) 原案修正作業:関係課への照会・回答 ↓ 県との最終調整	↓ 県への協議・調整 原案修正作業:関係課への照会・回答 ↓ 県との質疑・協議・回答
2月 初旬 中旬 下旬	正式協議・回答 修正案決裁 ↓ 計画(案)製本終了	修正案決裁 ↓ 計画(案)製本終了
	市議会へ議案提出 ↓	市議会へ議案提出 ↓
3月 初旬 中旬 下旬	↓ 市議会議決 市計画決定 (県経由)国(3大臣)へ計画提出 計画書製本・配布	↓ 市議会議決 市計画決定 (県経由)総務大臣へ計画提出 計画書製本・配布